

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修会
（「特定の者」対象）開催要領

1 目的

介護職員等によるたんの吸引等が制度化され、平成24年4月1日からは、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）の実施のために必要な知識、技術を修得した介護職員等については、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができることとなりました。

この制度に基づき、在宅において喀痰吸引及び経管栄養を必要とする方に介護職員等がその行為を行えるよう、岡山県看護協会の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修を開催します。

2 実施主体 岡山県（保健福祉部障害福祉課）

3 受講対象者

介護福祉士、障害者（児）サービス事業所で福祉サービスに従事している介護職員等在宅において特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある方で、現在サービス提供事業所に所属している（又は、今後所属する予定がある）方を対象とします。

なお、経過措置対象者で通知の範囲に含まれない行為や、現在実施している以外の行為を行う場合についても受講対象とします。

※次の方は本研修の受講対象となりません。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設等で「不特定の者」に対してたんの吸引等を行う職員
- ・個人として、特定の者に対して喀痰吸引及び経管栄養を行おうとする者

4 定員 15名

※定員を超える申込みがあった場合は、在宅において特定の者に対してたんの吸引等を行う必要があり、現に利用者と関わっている方を優先のうえ、受講者を選考・決定させていただきます。

5 研修の構成

研修は「基本研修」と「実地研修（現場演習を含む）」とで構成されます。

(1) 基本研修

① 日時

第1日：平成28年11月 5日（土） 9：40－16：00

第2日：平成28年11月12日（土） 9：30－16：30

第3日：平成28年11月19日（土） 10：00－15：00

② 場 所

きらめきプラザ（岡山総合福祉会館・ボランティア・NPO会館） 会議室
岡山市北区南方2丁目13-1（旧国立病院跡）

（駐車場のスペースが非常に限られていますので、公共交通機関を利用して来場してください。自家用車での来場は禁止です。）

③ 内 容

第1日 ①講義：「重度障害児・者等の地域生活、制度等について」

②講義：「呼吸について」

③講義：「たんの吸引について」

第2日 ④講義：「健康状態の把握について」

⑤講義：「経管栄養について」

⑥筆記試験

⑦演習：「たんの吸引・経管栄養に関する演習」

第3日 ⑧演習：「たんの吸引・経管栄養に関する演習」及び実技試験

(2) 実地研修（現場演習を含む）

基本研修の修了者を対象として、指導看護師等の指導の下、特定の利用者の居宅等で実地研修を実施していただきます。（指導看護師等の確保ができた基本研修修了者から順次実施）

① 内 容

「たんの吸引」「胃ろう若しくは腸ろうによる経管栄養」又は「経鼻経管栄養」利用者に必要な行為を実施します。指導看護師等による評価により、問題ないと判断されるまで実施していただきます。

② 実地研修に必要な事項

- ・実地研修時に受講者に対して指導を行う指導看護師等の確保（指導看護師等は、自己学習により指導者養成事業を修了し受領書の交付を受けた者であること。）※費用については受講者側で負担
- ・利用者又はその家族の同意を得たうえで、たんの吸引又は経管栄養の実地研修を行えること
- ・かかりつけ医からの承認・指示
- ・実地研修期間中の損害賠償保険への加入
- ・基本研修の修了後、6か月以内に実地研修を修了すること

6 注意事項

- ・基本研修の修了をもってたんの吸引・胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養行為が可能となるものではありません。基本研修の修了後、実地研修を修了した後に認定特定行為業務従事者認定証を取得することが必要です。また、特定行為事業者として事業所ごとに県に登録することが必要です。
- ・この研修は、実地研修で行った「特定の行為」を「特定の者」に対して行うことが可能となるものです。

例えば、実地研修で「特定の方」に「たんの吸引」を行った場合は、「その方」には「たんの吸引」が行えますが、「別の方」には行うことはできません。また、「経管栄養」を行うことはできません。

7 受講費用

- ・基本研修については、無料
- ・実地研修の必要経費は受講者側（受講者個人または所属事業所等）でご負担ください。

8 申込み方法

受講申込書を平成28年10月14日（金）までに、次の申込先に提出してください。
（FAX送付可）

9 申込・お問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班
電話086-226-7362 FAX086-224-6520

10 その他

受講申込が定員を超え、受講できない場合にのみ、10月31日（月）までに電話で連絡いたします。